

埼玉西部環境保全組合建設工事等競争入札参加資格基準要綱

令和5年11月29日 告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、組合が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(1) 建設工事の請負の契約

(2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約

(3) 建設資材の納入、物品等の納入及びその他の業務委託等（以下「物品・その他」という。）の契約

(参加資格等)

第2条 入札に参加することができる者に係る必要な資格、当該資格の審査、格付、資格者名簿への登載等については、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年鶴ヶ島市告示第207号。以下「鶴ヶ島市参加資格要綱」という。）の定めるところによる。

2 鶴ヶ島市参加資格要綱の規定に基づき鶴ヶ島市長が行った資格の審査、格付、資格者名簿への登載その他の行為は、管理者が入札に関し行った資格の審査、格付、資格者名簿への登載その他の行為とみなす。

(建設工事の請負等に係る発注標準額)

第3条 前条の規定にかかわらず、鶴ヶ島市参加資格要綱第15条第1項の規定の適用については、同項の表中「市長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとし、その他の工事に係る級の区分については、管理者が別に定める。

(資料提出等の請求)

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、資格者名簿に登載された者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

附 則

この告示は、令和5年11月29日から施行する。